

## 東京外環自動車道 京葉ジャンクションGランプ工事

## 訂正箇所 正誤区分

## 訂正区分

特記仕様書  
57頁

誤

単価表の項目	区 分 内 容
設置工 (N)	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造物を施工するために京葉市川 IC-B ランプ部・市道 0214 号線付近での覆工板、受桁等の設置。</li> <li>覆工板の設置時の賃料。</li> </ul>
存置工	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造物を施工するために京葉市川 IC-B ランプ部・市道 0214 号線付近に設置した覆工板の設置完了から撤去開始までの賃料。</li> </ul>
撤去工 (N)	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造物を施工するために京葉市川 IC-B ランプ部・市道 0214 号線付近に設置した覆工板・受桁等の撤去。</li> <li>撤去材の荷積み。</li> <li>覆工板の撤去時の賃料（修理損耗費を含む）。</li> </ul>

## 22-19-3 材 料

- (1) 仮桟橋工に使用する覆工板については、リース材を使用するものとする。  
なお、覆工板については、表面すべり止めの覆工板を使用するものとする。

- (2) 仮桟橋工に使用する受桁等については、中古品を使用するものとする。

## 22-19-4 数量の検測

- (1) 仮桟橋工 設置工 (N) 及び撤去工 (N) の数量の検測は、設計数量 (m<sup>2</sup>) で行うものとする。

- (2) 仮桟橋工 存置工の数量の検測は、設計数量 (m<sup>2</sup>・月) で行うものとする。

## 22-19-5 支 払

- (1) 仮桟橋工 設置工 (N) の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m<sup>2</sup>当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮桟橋工の設置、設置時の賃料、購入材料等仮桟橋工 設置工 (N) の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。
- (2) 仮桟橋工 存置工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m<sup>2</sup>・月当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮桟橋工の設置完了から撤去開始までの存置に要する賃料で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。
- (3) 仮桟橋工 撤去工 (N) の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m<sup>2</sup>当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮桟橋工の撤去、撤去時の賃料（修理損耗費を含む）等仮桟橋工 撤去工 (N) の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。

## 単価表の項目 検測の単位

特一 (7) 仮桟橋工	
設置工 (N)	m <sup>2</sup>
存置工	m <sup>2</sup> ・月
撤去工 (N)	m <sup>2</sup>

## 22-19-9 仮桟橋工

## 22-19-1 定 義

仮桟橋工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、函体構造物、京葉市川 IC-B ランプ部及び市道 0214 号線のための仮設桟橋を設置、存置、撤去することをいう。

## 22-19-2 種 別

仮桟橋工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
設置工 (N)	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造物を施工するために京葉市川 IC-B ランプ部・市道 0214 号線付近での覆工板、受桁等の設置。</li> <li>覆工板の設置時の賃料。</li> </ul>
存置工	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造物を施工するために京葉市川 IC-B ランプ部・市道 0214 号線付近に設置した覆工板の設置完了から撤去開始までの賃料。</li> </ul>
撤去工 (N)	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造物を施工するために京葉市川 IC-B ランプ部・市道 0214 号線付近に設置した覆工板、受桁等の撤去、<b>スクラップ費</b>。</li> <li>撤去材の荷積み。</li> <li>覆工板の撤去時の賃料（修理損耗費を含む）。</li> </ul>

## 22-19-3 材 料

- (1) 仮桟橋工に使用する覆工板については、リース材を使用するものとする。  
なお、覆工板については、表面すべり止めの覆工板を使用するものとする。

- (2) 仮桟橋工に使用する受桁等については、中古品を使用するものとする。

## 22-19-4 数量の検測

- (1) 仮桟橋工 設置工 (N) 及び撤去工 (N) の数量の検測は、設計数量 (m<sup>2</sup>) で行うものとする。

- (2) 仮桟橋工 存置工の数量の検測は、設計数量 (m<sup>2</sup>・月) で行うものとする。

## 22-19-5 支 払

- (1) 仮桟橋工 設置工 (N) の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m<sup>2</sup>当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮桟橋工の設置、設置時の賃料、購入材料等仮桟橋工 設置工 (N) の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。

- (2) 仮桟橋工 存置工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m<sup>2</sup>・月当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮桟橋工の設置完了から撤去開始までの存置に要する賃料で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。

- (3) 仮桟橋工 撤去工 (N) の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m<sup>2</sup>当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮桟橋工の撤去、撤去時の賃料（修理損耗費を含む）、**積込、運搬、処分**等仮桟橋工 撤去工 (N) の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。

## 単価表の項目 検測の単位

特一 (7) 仮桟橋工	
設置工 (N)	m <sup>2</sup>
存置工	m <sup>2</sup> ・月
撤去工 (N)	m <sup>2</sup>

正

訂正箇所	正誤区分	訂正区分															
特記仕様書 85頁		<p>2 3 - 8 材料調達に伴う変更</p> <p>2 3 - 8 - 1 対象となる資材等</p> <p>本工事の、「骨材」、「仮設材（鋼材）」については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式12）を提出のうえ監督員と協議するものとする。また、協議の結果、監督員が指示した場合は、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式13）を監督員へ提出するものとし、その費用について監督員と受注者とで協議により定めるものとする。なお、受注者の都合で調達した資材は協議対象としないものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th><th>規格等</th><th>調達地域等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>骨材</td><td>C - 4 0</td><td>千葉県 市川市</td></tr> <tr> <td>骨材</td><td>R C - 4 0</td><td>千葉県 市川市</td></tr> <tr> <td>仮設材（鋼材）</td><td>覆工板</td><td>千葉県 千葉市</td></tr> <tr> <td>仮設材（鋼材）</td><td>鋼製山留材</td><td>千葉県 千葉市</td></tr> </tbody> </table>	資材名	規格等	調達地域等	骨材	C - 4 0	千葉県 市川市	骨材	R C - 4 0	千葉県 市川市	仮設材（鋼材）	覆工板	千葉県 千葉市	仮設材（鋼材）	鋼製山留材	千葉県 千葉市
資材名	規格等	調達地域等															
骨材	C - 4 0	千葉県 市川市															
骨材	R C - 4 0	千葉県 市川市															
仮設材（鋼材）	覆工板	千葉県 千葉市															
仮設材（鋼材）	鋼製山留材	千葉県 千葉市															
	誤																
	正	<p>2 3 - 8 材料調達に伴う変更</p> <p>2 3 - 8 - 1 対象となる資材等</p> <p>本工事の、「骨材」、「仮設材（鋼材）」については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式12）を提出のうえ監督員と協議するものとする。また、協議の結果、監督員が指示した場合は、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式13）を監督員へ提出するものとし、その費用について監督員と受注者とで協議により定めるものとする。なお、受注者の都合で調達した資材は協議対象としないものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th><th>規格等</th><th>調達地域等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>骨材</td><td>C - 4 0</td><td>栃木県 佐野地区</td></tr> <tr> <td>骨材</td><td>R C - 4 0</td><td>千葉県 市川市</td></tr> <tr> <td>仮設材（鋼材）</td><td>覆工板</td><td>千葉県 千葉市</td></tr> <tr> <td>仮設材（鋼材）</td><td>鋼製山留材</td><td>千葉県 千葉市</td></tr> </tbody> </table>	資材名	規格等	調達地域等	骨材	C - 4 0	栃木県 佐野地区	骨材	R C - 4 0	千葉県 市川市	仮設材（鋼材）	覆工板	千葉県 千葉市	仮設材（鋼材）	鋼製山留材	千葉県 千葉市
資材名	規格等	調達地域等															
骨材	C - 4 0	栃木県 佐野地区															
骨材	R C - 4 0	千葉県 市川市															
仮設材（鋼材）	覆工板	千葉県 千葉市															
仮設材（鋼材）	鋼製山留材	千葉県 千葉市															